

<報道発表資料>

令和3年9月9日

令和3年 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見について

埼玉県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告を行いました。

また、同法第8条の規定に基づき、定年を段階的に65歳に引き上げるための条例の改正について意見を申し出るとともに、人事管理について報告を行いました。

- | | | | |
|------|----|-------------|-----------|
| ○ 議長 | 日時 | 令和3年9月9日(木) | 午前 9時35分 |
| | 場所 | 議長応接室 | |
| ○ 知事 | 日時 | 令和3年9月9日(木) | 午前 10時10分 |
| | 場所 | 知事室 | |

1 本年の給与改定（民間給与との比較）

(1) 月例給

公民給与の較差が小さいことから、月例給を改定しない。

(民間給与との較差 92円 (0.02%))

(2) 特別給

民間の特別給の年間支給割合(4.31月)に見合うよう、職員の年間支給月数を0.15月分引下げ(4.45月 → 4.30月)

2 定年を段階的に65歳に引き上げるための条例の改正についての意見

地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に関する制度との均衡を考慮し、本県の定年の段階的引上げに関する制度は国に準じたものとするのが適当

具体的措置

- (1) 定年制度の見直し
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制
- (3) 定年前再任用短時間勤務制
- (4) 60歳を超える職員の給与
- (5) 新規採用の計画的な継続

3 人事管理に関する報告（意見）

本県における人事管理に関する主な課題と取組の方向性について報告

- (1) 人材の確保
- (2) 人材の育成
- (3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底
- (4) 女性職員の活躍推進
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策の下での働き方
- (6) 仕事と生活の両立支援の推進
- (7) 総実勤務時間の縮減
- (8) 心身の健康管理
- (9) ハラスメントの防止

資料：令和3年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和3年 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の概要

※ 詳しくは埼玉県人事委員会のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/e1901/kyuuyo-seido/kyuuyo-kankokur3.html>